二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月二十四日

○九州地方整備局告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日　九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百一号	飯塚市立岩字福本九一二番一から同市立岩字歩渡一〇一番三まで	九州地方整備局及び北九州国道事務所

二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月二十四日

○北海道開発局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 路線名	(二) 区間	(三) 変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
五号	函館市昭和四丁目九五番二一から北海道亀田郡七飯町字峠下三番まで	前	A 一七・九八～四六・二〇メートル	一二・九六四キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	B・C 三六・四八～三七五・〇〇	一四・二一二	
			A 一七・九八～四六・二〇	一二・九六四	
			B・C・D 三六・四八～三七五・〇〇	一四・二一二	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類	(二) 路線名	(三) 区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道	二百四十二号	北見市留辺蘂町金華七五一番六から同市留辺蘂町旭西二〇三番六まで	前	二三・五七～六二・四九メートル	〇・三七〇キロメートル
			後	一一・五〇～四四・四七	〇・三七〇

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日　北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号	函館市桔梗町四四〇番一四〇地先から同市桔梗町四五四番一一地先まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
〃	北海道亀田郡七飯町大川十丁目三七〇番一地内	〃
〃	北海道亀田郡七飯町大川十丁目三六三番一地内	〃
〃	北海道亀田郡七飯町大中山六丁目四三二番二から同町大中山六丁目四六一番一まで	〃
〃	北海道亀田郡七飯町大中山八丁目四七〇番七地内	〃
二百四十二号	北見市留辺蘂町金華七六九番一から同市留辺蘂町旭西二〇三番六地先まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
〃	北海道足寄郡足寄町大誉地一番一四地先から同町大誉地四六五番五地先まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部
三百三十六号	北海道広尾郡広尾町字ヲリコマナイ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四四林班お小班から同町字ヲリコマナイ国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一一四四林班ろ小班まで	〃

供用開始の期日　平成三十年三月二十三日

○北海道開発局告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日　北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類	(二) 路線名	(三) 占用を制限する区域	(四) 制限の対象とする占用物件	(五) 占用を制限する理由	(六) 占用の制限の開始の期日	(七) 図面縦覧場所
一般国道	二百四十二号	北見市留辺蘂町金華七六九番一から同市留辺蘂町旭西二〇三番六地先まで	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。	平成三十年三月二十三日	北海道開発局及び同局網走開発建設部